

新潟市子ども家庭総合支援拠点の設置について（案）

1 趣旨・目的

児童福祉法等の一部を改正する法律（H28）において、市区町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を一体的に担うための機能を有する拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされた。

また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、**令和4年度までに全市町村に拠点を設置**することが目標とされた。

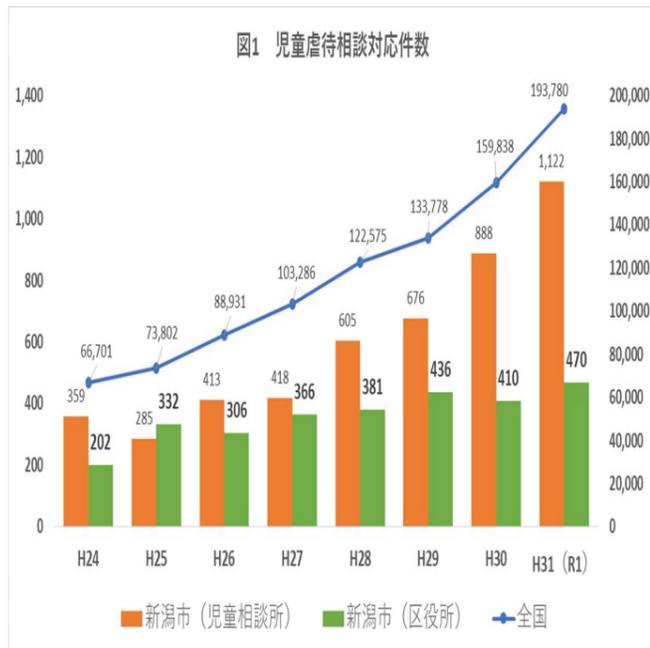
2 子ども家庭総合支援拠点整備に関する背景

【児童虐待の社会問題化】

- H30.3 目黒区5歳女児虐待死事件（母及び血縁無父）
- H31.1 野田市小学4年女児虐待死亡事件（両親）
- R元.5 札幌市2歳女児虐待死亡事件（母及び交際相手）
- R元.8 鹿児島県出水市4歳女児虐待死亡事件（交際相手の男性）

【児童虐待の増加】

- 児童相談所におけるH31（R1）年度児童虐待相談対応件数は**全国・新潟市ともに過去最多件数**（図1）
 - ・全国 193,780件 対前年度比 **21.2%増**
 - ・新潟市 1,122件 同上 **26.4%増**
- 区役所における児童相談対応件数もH31（R1）年度は**過去最多の1,200件で、対前年度比21.6%増**（図2）
 - ⇒ **地域（各区）における虐待相談対応の体制強化が必要**



3 本市における児童虐待対応の現状

各区健康福祉課こども支援係・児童福祉係において、一般的な相談支援のほか、ケースワーカーや保健師、家庭児童相談員、虐待相談員（東・中央・西）、女性相談員等による専門的な相談支援を行っているほか、児童相談所や保育園・学校・警察など関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を中心に、情報共有を図りながら、迅速・的確な対応に努めている。

4 新潟市子ども家庭総合支援拠点の概要

支援拠点が要保護児童対策地域協議会調整機関（こども支援係・児童福祉係）の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所や妊娠・子育てほっとステーションとの円滑な連携・協働の体制を推進する。

【支援拠点が担う機能（役割）】

機能	役割
(1) 子ども家庭支援業務にかかる業務	実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整
(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務	相談・通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援・指導等、支援計画・児童記録表の作成
(3) 関係機関との連絡調整	要対協の活用、児相との連携・協働、他の関係機関等との連携
(4) その他の必要な支援	措置解除後のアフターケア、非行相談

【最低配置人員及び業務内容】

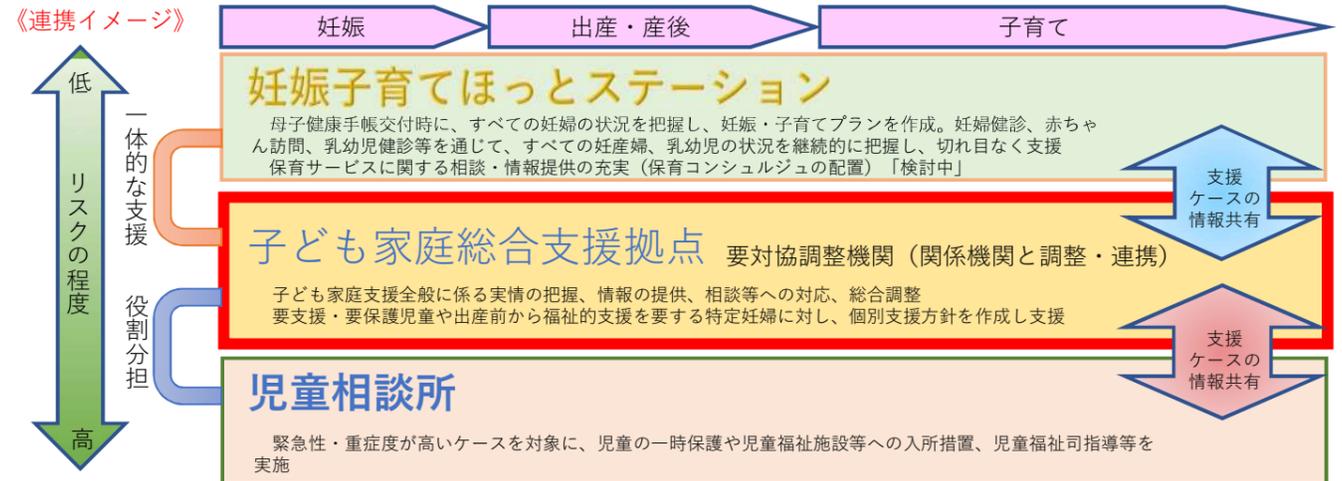
子ども家庭総合支援拠点における最低配置人員は、児童人口規模に応じて次のとおり国要綱で定められている。

類型・業務内容	①子ども家庭支援員	②虐待対応専門員	合計人員
小規模A型（南区・西蒲区）	2人（1人まで会計年度任用職員可）	-	2人
小規模B型（北区・江南区・秋葉区）	2人（1人まで会計年度任用職員可）	1人（会計年度職員可）	3人
小規模C型（東区・中央区・西区）	2人（1人まで会計年度任用職員可）	2人（会計年度職員可）	4人
業務内容	相談対応、実情の把握、調査、支援及び指導等	虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所など関係機関との連携・調整	

◎業務は上記のほか、要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談室の運営、子育て短期支援事業（ショートステイ）、養育支援訪問事業を担当
 ※上記人数はフルタイムでの必要人数（週29時間の会計年度任用職員の場合は1人分の枠で2人必要）
 ※兼務可だが、専従時間でフルタイムを充たす必要がある

【設備：器具】

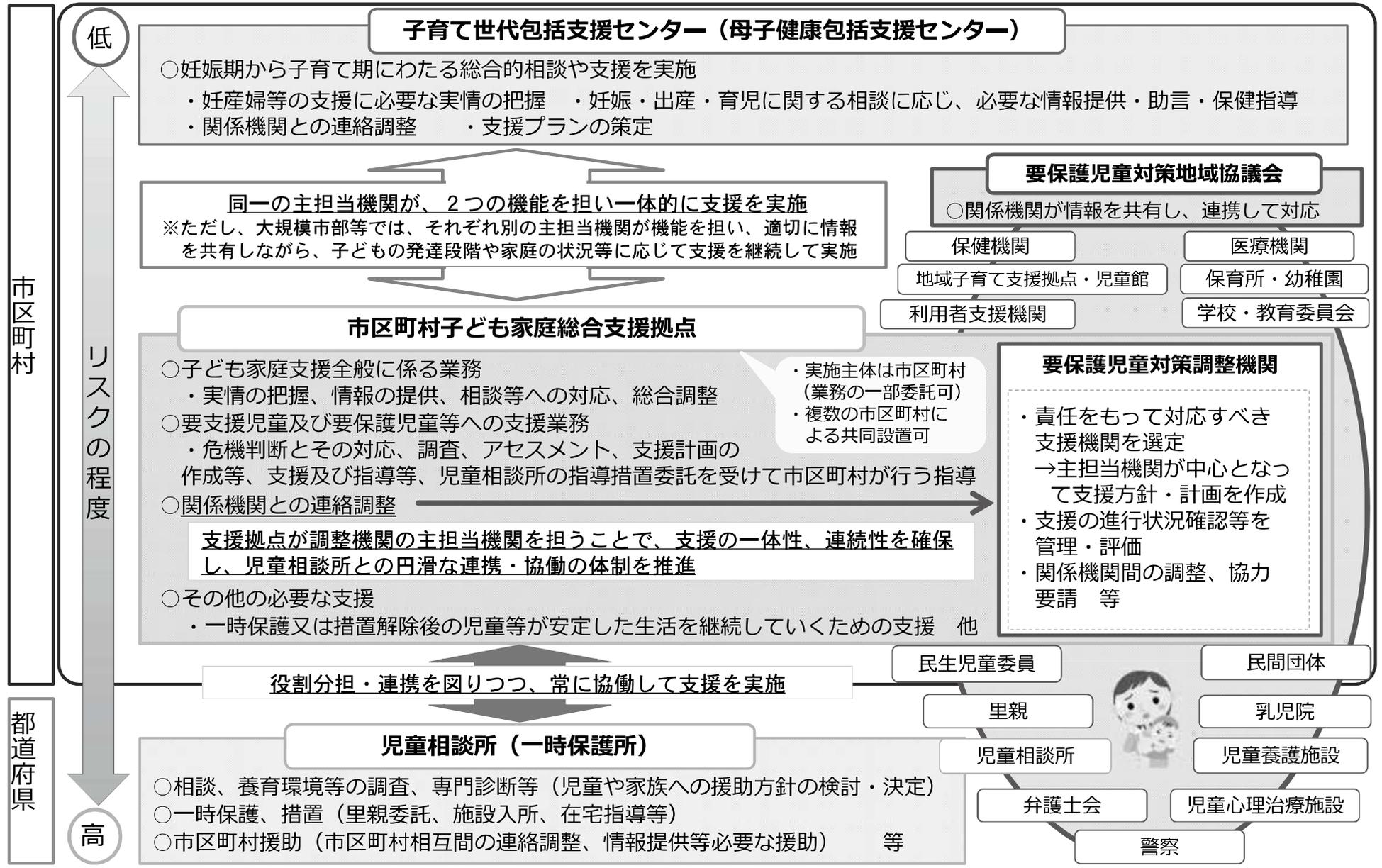
相談室、親子の交流スペース、鍵のかかる書庫、相談管理記録システム等（既存の機能の活用が可能）



5 設置スケジュール



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。